ここは記入不要

給水装置新設等申込書

安城市水道事業 安城市長

提出時記入→ 年 月 日

承認後、申請者様に申込書のコピー と分担金の納付書を送付します

7446-8501

申請者 住所 安城市桜町18番23号

氏名 安城 太郎

(0566) 71 - 2250

下記のとお	り給水装置の	の新設	等の申	込みをし	ます。		【申記	青者へ承認	図書類お	よび納付追	通知書を送付しる	ます。 】
給水装置コ	匚事の種類	新	改	(造 修繕	撤去	設計	変更				〔該当に((相)
給水装置0	安块	成市	桜	町	1 8	番23	号					
街区・建	物名称等	※建	物名、	区画整理	の場合に	は街区	区名を記	入				
		住	所	安城市	7 桜田	i j 1	8番	2 3号	1			
給水装置の	の所有者	ふり	がな	あんじょ	う たろ	う						
(申込者)		氏	名	安 城	太	郎		(※)				
			G	※)本人	(代表	者)が手続	売きをしな	い場合は、	記名押印	してください。		
給水装置の代理人		住	所	※安城市	長が求	める	場合以タ	は記入る	不要			
		氏	名									
下記安城	市水道事業技	旨定給力	水装置	工事事業	者へ工具	事を依	頼しま	す。		※裏	面も記入くだ	さい。
給水装置審	査願(これり	以下の紹	線の中	は、安城	市水道 ₹	事業指	官定給水	装置工事	事業者	が記入し	てください。)	
指定給水装	皆	ク	つサチ糸	水設值	莆							
給水装置工	皆	ť	・ル ビー	•								
給水装置の 概 要	メーターロ	1径		20 mm		既	設メータ	/一口径			mm	
	取出管口	径		20 mm		既	設取出	管口径			mm	
	受水槽有	無	有	<u>m³</u>	\bigoplus		配水	管 有	無		無	
	用	途	一般) 臨時 活	易屋		建	勿 階	数		階	
	建物形	態	一般	住字集	合住宅	店舗	第 医院	その他	L (新設の場合	のみ提
添付書類	↑書類 □給水装置施行計画及び設計図 □基準適合確認書 □土地整理図 (仮換地図等) □公道分施工図 □写真]写真
歌卦率本及び音目 水道釆号 第										- 早		

工事費 円 申請者が 円 事務費 負担する 消費税 円 工事費等 円 工事分担金 付带工事費 上記申込みを承認してよろしいか。 水道技術管理者 補佐・係長 係長・専門主査 (水道工務課長) 別紙納入通知書を送付してよろしいか。 安城市水道事業給水条例第6条及び第8条 根拠 安城市上水道布設費分担金徴収条例第3条及び第4条

公道内給水装置管理届

年

月 \exists

表記の工事による給水装置のうち、公道内給水装置(配水管への取付口から最初の止水栓までの 間の給水装置)は給水装置工事完了後に市長の工事検査を受けた後は、市に管理をお願いします。

給水装置所有者 住 所 安城市 桜町 18番23号

氏 名 **安 城 太 郎**

(※)

水道メーター保管証

月 日

- 1 市より貸与を受けた表記のメーターは清潔に保管し、設置場所にはメーターの検針、点検、取 替え及び修理等に支障となる物件を置く、又は工作物を設置することはしません。
- 2 表記のメーターの位置を変更するよう改善指示を受けたときは、当方の費用でメーターの位置 を変更します。
- 3 万一、使用中故意若しくは過失により表記のメーターを失う、又は破損したときは市から指示 のあった損害額を弁償します。
- 4 メーターが不要になった場合は、速やかに市に返却します。
- 5 給水装置所有者を変更する場合は、私が責任を持って本条件を継承させます。

給水装置所有者 住 所 安城市 桜町 18番23号

氏名 安城太郎

(%)

工事分担金免除願

年 月 H

既存の給水装置(水道番号 第

号、メーター口径 mm)

当該給水装置の工事分担金の免除又は減免をお願いします。

分担金の充当を受ける場合必要 (撤去と新設、口径変更など)

給水装置所有者 氏 名

(※)

土地使用承諾書

年

H

月

私の所有する土地に当該給水装置を設置することを承諾します。設置後において建設物の設置、 地形の変更及び土地の所有者の変更等が生じたときは、関係者に通知して善後処置します。

土地所有者 住 所 安城市 桜町 18番24号

氏名 愛知次郎

(X)

家屋使用承諾書

年

月 日

私の所有する家屋に当該給水装置を設置することを承諾します。家屋の所有者の変更等が生じた ときは、関係者に通知して善後処置します。

家屋所有者 住 所

(**※**)

月

給水装置使用承諾書

年

私の所有する給水装置(給水管等)から分岐して当該給水装置を設置することを承諾します。給 水装置の所有者の変更等が生じたときは、関係者に通知して善後処置します。

給水装置所有者 住 所

1つの引込でメーターを2個以上設 置し、引込とメーターの所有者が異

(※)

※土地、家屋 なる場合必要(支分・連合給水等)

本人以外(親子、夫婦、親戚等についても対象

になります。アルエル、家庭スは和小表面に和小装置を設置する場合に記入してください。